

議案第 9 号

海老名市職員の定数条例の一部改正について

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

社会情勢の変化に対応するとともに、消防・救急態勢を確保したいため

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例

海老名市職員の定数条例（昭和３２年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表中「６１２」を「６６９」に、「６３」を「６７」に、「１９９」を「２０５」に、「８９５」を「９６２」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正）

- ２ 海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「消防司令」を「消防司令長」に改める。